

Title	授業研究 国民教育と教科書(明治・大正・昭和初期) : 日本史授業における現物提示の問題と関連して
Author(s)	嶋本, 隆光
Citation	大阪外国語大学留学生日本語教育センター授業研究. 2005, 3, p. 33-48
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/5044">https://doi.org/10.18910/5044</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 授業研究 国民教育と教科書（明治・大正・昭和初期）

## — 日本史授業における現物提示の問題と関連して —

嶋本 隆光

### 【要旨】

留学生に歴史（日本史）を効率的に教える手段の一つに、関係資料の現物提示がある。筆者はこれまで学部留学生プログラム（Uコース）の文科系科目専攻の学生、ならびに日本語日本文化研修留学生プログラムの学生を対象とする日本史、あるいは日本史に関連する科目を担当してきた。その過程で、楽しい授業を行うために様々な試行錯誤を繰り返してきた。本授業研究では、明治・大正・昭和初期の「修身」の教科書を授業の現場で実際に用いた経験に基づき、その内容の検討とともに、現物提示を含めた学生参加型授業の可能性について考察したい。

### はじめに

国家存立の重要な基盤のひとつは教育であり、教育の主要な目的のひとつは国家の理想を理解する若年者の育成である。確かに物質的基盤は国の下部的組織として不可欠であることは言を俟たぬとしても、それを受容する国民の側に何らかの備えがない場合、物質的基盤の整備は覚束ず、従って国家の基盤もまた脆弱であるといわざるを得ない。

1868年、明治維新政府は新しい歴史の一步を踏み出した。「五箇条の御誓文」に明示されるように、それは幕藩体制下の旧弊との決別であった。実際に決別できたのかどうかはともかく、心情的にはきっぱりと過去の負の遺産を払拭することを高らかに内外に宣言したのである。まさに、真の意味で日本の近代化の開始宣言であった。

いうまでもなく、途上国の近代化とは多かれ少なかれ西洋化にほかならず、日本もその例外ではない。ただ、確かに当初は、例外ではなかったのだが、やがて例外的なアジアの国となってしまった。アジア諸国の中で近代化（西洋化）に着手した国は多数あったものの、それに「成功」を取めた国は、少なくとも19世紀末期から20世紀初期の時代において日本を除けばほぼ皆無であった。果たして、日本の「成功」の秘密をどこに求めるべきであろうか。

本授業研究では、以上の前提的問題を踏まえながら、この疑問に答える可能性の一つとして、明治政府が採用した教育政策に焦点を当てる。すなわち、当時実際に用いられた教科書を事例として取り上げて、検討を行う予定である。

ところで、明治時代における日本の近代化の問題を留学生（対照としては、学部留学生プログラム（U）で日本史を必修とする文系の学生、ならびに日本語日本文化研修留学生プログラム（J）の学生を念頭においている）に解説する際、これまで効果的な手段の一つとして現物を提示してきた。様々な機会を通じて収集した当該時代に関する歴史資料を提示すると、学生たちは非常に高い関心を示した。彼らは、一種の臨場感のようなものを味わうのであろう。具体的な資料の一覧は、後に示すが、筆者はこれまで、明治、大正、昭和初期に使用された教科書を現物提示することによって、1) 装丁、2) 全体の構成、3) 内容（特に文中の例のとり方）などの側面から学生たちの注意を喚起してきた。中でも、1880年に国民教育の中軸となった

「修身」に焦点を当てながら、新しい日本の教育の特徴を知らせることに努めてきた。

「修身」を選んだ理由は、上記の通り、国民教育の中核と認定されたためであり、為政者側の関心は新しい日本の方針をいかにして国民に知らしめるかに収斂されるからである。19世紀半ばの状況では、T.V. ラジオなどのマスコミは存在しなかったわけであるから、新聞や講演会などが主要な手段であった。しかし、政府としては、体系化されたシステムに基づいて、国民の教化を行う必要がある。特に、いまだ読み書きができない児童たちへの働きかけに最大級の効果が期待できた。

明治維新政府にとって、日本国民に新しい国の形（=国体）を周知させることは、産業化の企てと比較しても勝るとも劣らない懸案の事項であった。江戸時代に日本国民の価値の中核を占めていたのは儒教であるとされるが、おそらく儒教がイデオロギーとして重大な影響力を行使したのは人口の10%にも満たない武士階級の間のみであった。無論、丸山真男が指摘するように、一般庶民の間でも家父長的な価値が、体系としてよりも「・・むしろ儒教のもろもろの理念が封建社会の人間にとっていわば思惟範型（Denk-modelle）となっていた」<sup>(1)</sup>のは事実であろう。ただ、筆者にとって興味深いのは、明治の初期、政府要人の中にも数多くいた「自由主義思想家」が目指したのは、儒教的伝統の弊習の否定であったにもかかわらず、結局、維新政府が80年代に到達した国体思想は、天皇を頂点とする儒教的家族国家であった点である。この到達点の功罪を問うことは、本授業研究の目的ではない。そうではなく、むしろ明治政府の最高指導者、文部省の官僚たちがどのようにこのイデオロギーをいまだ白紙の状態にある年少者たちの頭脳に刻み込もうとしたか、その方法と内容の客観的な提示である。

本授業研究で用いた資料には「修身」以外の教科書も含むが、以上の関心にもっとも明快な答えを与えるのが「修身」の教科書であることはほぼ疑いがない。この表現が『大学』にある修身齊家治国平天下という表現からとられたことは周知の事項である。すなわち、一国、天下の秩序の基盤は個人が身を修めることに存するという考えである。

本授業研究は、資料の一覧で提示した文献の具体的な紹介、検討を行うが、とりわけ「国体論」、「愛国論（忠孝論）」に焦点を当てる予定である。再度誤解のないように繰り返せば、本研究は明治期後半以降の侵略主義の歴史を批判するためのものでも、肯定するためのものでもない。あくまでも歴史の事実として、教科書を留学生に紹介する際の方法、注意点について述べることを目的とする。

さらに、新興の国家が「新しい」価値（=イデオロギー）を国民に教育する一事例として、イラン・イスラーム共和国政府の「宗教教育 Ta'limat-e Dini」の教科書を比較の対照として紹介したいと考えている。

この検討に移る前に、明治維新政府の文教政策の進展の歴史を概観することが必要である。ではまず、その背景の説明からはじめることにしよう。<sup>(2)</sup>

## 【時代的背景】

明治時代は10年ごとに区切って考えると理解しやすい。維新政府の成立から10年、この時期は、未だ新政府の基盤が極めて不安定な状況の中で、中央集権国家の樹立に向けて暗中模索の努力がなされた。明治10年（1877）は、西南戦争の年である。この年、江戸時代から引きずっ

ていた「負」の遺産である武士階級の不満が武力による新政府への抵抗という形をとったが、最終的にこれに終止符が打たれた。無論、これによって武士的な利害に関わる問題が雲散霧消したのではなく、新たに言論という形をとるようになった。

次の10年は、いわゆる自由民権運動の時代である。この背景として福沢諭吉<sup>(3)</sup>などを嚆矢とする啓蒙思想家による欧米の思想、文物の紹介があった。ここで注意すべきは、運動の担い手の中心が旧武士階級や地方の有力者（郷土、豪農）であった点である。実用的であったかどうかはともかく、江戸時代に武士階級は藩校などで高度な学力を独占的に身に付けていたし、農村では比較的裕福な人々が学問を占有していた事実を考慮すれば、けだし当然の成り行きであった。

典型的な事例は1874年に「民撰議院設立建白書」を提出した、後の自由党総裁板垣退助（1837-1919）である。勿論、不満をかこつ旧武士が武力を用いて新しい時代の潮流に抵抗することの愚は、西南戦争の指導者西郷（隆盛 1827-77）には十分分かっていたのであろうが、とまれ新しい流れの方向は言論による抵抗運動となった（士族民権）。自由民権運動は、既述のとおり国会の開設要求を軸に動いたが、同時に憲法制定も重要な位置を占めていた。

一方、士族民権と平行して地域民権派の活動も無視できない。この運動も士族や豪農を中心に展開したとはいえ、色川が主張するように、その運動の目標の中には、単なる国会開設要求のみならず、当時の国家と国民が抱えていた課題の解決と「民衆」が身近に感じていた多様な願望をもこの請願が含んでいた点を強調する立場もある。二つの流れは、時に合流しながら国会開設の運動として進展していった。

具体的な運動要求としては、次の5点が挙げられる。

- ① 近代的政治秩序の確立 = 憲法制定 国会開設 責任内閣制 地方自治
- ② 政治的社会的諸権利の獲得 = 自由権 平等権 参政権 生活権
- ③ 経済活動の保証 = 所有と営業の保障（諸税軽減・廃止） 土地問題
- ④ 国家諸制度の改革 = 兵制 学制 司法制度 警察機構 官僚機構
- ⑤ 国権の確立 = 不平等条約の改正<sup>(4)</sup>。

このような運動を支えたのが新聞を中心とするジャーナリズムであった。福地桜痴（1841-1906）の『東京日日新聞』のように民権派から一定の距離を置く新聞から、『郵便報知新聞』のごとき特定の政治グループの意見を代弁するものまで様々であった。『日日』『報知』『毎日』『朝野』各紙は<sup>おおしんぶん</sup>大新聞と呼ばれた。現在日本で最大の購読者を持つ『讀賣新聞』はまだ小新聞であった。ただし、新聞の購読料金は相当に高額であって、普通の人がおいそれと買って読めるものではなかった。一般の人々は新聞縦覧所などで読むか、共同購入してまわし読みをしたと言われる。他方、テレビ、ラジオなど無い時代のことであるから、立会演説会などが大変盛況であった<sup>(5)</sup>。

このような事態が為政者にとって由々しい事態であったことはいうまでも無い。民権派の圧力に対する方策を打ち出すことが急務であった。しかし、この状況に対する政府内部は一枚岩ではなかった。こと憲法問題に関しては、大隈重信（1838-1922、背後に福沢の影響があった）の掲げるイギリス流の議院内閣制度を軸とする憲法擁護グループが主流であった。ところが、明治14年（1881）、大隈の経済政策の失敗に加え、北海道開拓使官有物払い下げ問題をめぐる政争の結果、大隈は失脚、これに変わって伊藤博文（1841-1909）、岩倉具視（1825-83）、井上毅

(1844-95)を中心とするプロシア式憲法擁立派が権力を掌握した。いわゆる明治14年の政変である。日本帝国憲法の性質と今後の流れはここでほぼ確定した。その結果が1881年10月における、明治23年(1890)に国会を開設する旨の勅諭である。これによって、天皇の国政における役割が明らかにされた。これは同時に、民権派に対する明らかな挑戦宣言でもあった。

新政府の布陣は、薩摩藩出身者4名、長州藩4名、土佐藩2名、肥前藩1名という配分で、明らかに薩長両藩を主軸とする藩閥参議体制であった。

以後、1889年の大日本帝国憲法の発布、翌年の国会開設へと歴史は進む。本授業研究のテーマである明治時代を中心とする教育と教科書の問題は、以上を背景にして考察しなければならない。

話は少し遡るが、明治維新政府は政府の基本的立場を明治天皇による『五箇条の御誓文』で明らかにした。『御誓文』は、『教育勅語』と並ぶ明治の日本の進むべき方向を示す最重要な歴史文書の一つである。これが；

- ① 広く会議ヲ興コシ万機公論ニ決スヘシ
- ② 上下心ヲ一ニシテ盛に経綸ヲ行フヘシ
- ③ 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲルげん人心ヲシテヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- ④ 旧来ノ弊習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- ⑤ 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

の五条からなることは周知の事柄である。本授業研究にとって注目すべきは④、⑤で、特に「知識ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スヘシ」と云われているように、新知識の摂取は新しい日本にとって最重要課題の一つであったのだ。

#### [学制と教育令]

文明開化の旗印の下、教育の分野では明治5年(1872)、政府は学制を頒布して全国に統一的な義務教育制を導入し、国民皆学を目指した。学制によれば、全国を8つの大学区に分け、それぞれの大学区に大学1、中学校32、そして各中学区に210の小学校を設けて、日本全体の教育を一つにすることを企図していた。すでに3年後の1875年には24225の小学校が設立されていたという(ちなみに、数だけでいうと現在とほとんど変わらない)。ただし、小学校といっても、個人の家や寺など、大小不統一であった。これは教育行政が地方官に委ねられていたためであり、地方ごとの自主性が相当に保たれていたためである。若干ニュアンスは異なるが、この間の事情を大川周明は；

義務教育の方針も、また明治五年の学制発布によりて確立した。そは「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」ことを期したものにして、全国を分ちて八大学区となし、毎区に大学を設け、また大学区を三十二中学区に分ち、毎区に中学を設け、更に中学区を分ちて各二百十小学区となし、各区に小学を設けんとせるもの、即ち全国に八大学・二百五十六中学・五万三千七百六十小学を設立する計画にして、規模広大、秩序整然たるものであった。但し直ちに之を実現することは、当時の国状、殊に財政状態を以てしては、到底不可能のことなりしが故に、明治十二年に至りて之を廃し、先の学校が全国画一に過ぎて国情に適さざるを察し、新たに教育令を発布して従来の学区

制度を廃し、町村或は数町村聯合して小学校を設立せしめ、国民教育の基礎を地方に託することとした。爾来数度の改廃増補を加えて来たが、明治十八年新内閣官制の実施と共に、森有礼入りて文部大臣となり、予てより抱懐せる教育上の理想を行はんとし、翌十九年教育令を廃して新に小学校令・中学校令・師範学校令・帝国大学令を發布し、同時に諸学校通則を定めて之を公布するに至り、吾国の教育制度は、大体に於て其の基礎を置かれた<sup>(6)</sup>。

と述べている。

一方教科書としては、アメリカのリーダーを翻訳したものなどが用いられた。初期の段階では、このような西洋流の功利主義的知識が必要であり、富国強兵の目的を達成するためには、『五箇条の御誓文』にもあるように、進んで先進国の文明を学ばねばならなかったのである。初期の指導者たちは、いわゆる「東洋の道德、西洋の技術」をナイーブに信じていたのである。

しかし、既述のとおり、自由民権運動が拡大するにつれて、政府はこれに対してより厳密な教育の統制の必要を痛感した。この方向への大きな一歩が、上記「学制」に代わる「教育令」である。教育令の評価については、例えば色川と佐々木では必ずしも一致しないものの、いずれにせよ、翌1880年に行われた「教育令」の改正によって、政府の教育行政への統制強化が明らかになった。それによると<sup>(7)</sup>；

- ① 学校は地方官の指示にしたがって設置
- ② 学務委員と教員の任命権を地方官が握る
- ③ カリキュラムも文部省の指導で地方官が編成する
- ④ 就学期間を、三年間は毎年16週日以上通学する
- ⑤ 修身を小学校の首位教科とする。

にまとめることができる。ここで注目したいのは、⑤にあるように、従来の学制では、読・書・算の教科の後に置かれていた修身科を全教科の中で最重要科目とした点である。修身の語が、宇宙の秩序と個人の内心の秩序、社会の秩序の三つは基本的に同根であって、各人がそれぞれの職分とするところを立派に果たすことによって、国家は成り立つ（修身齐家治国平天下）という考えに基づくことはすでに述べた。

この背後には明治天皇の意思が反映していたという。明治天皇は即位の初めから、政府の政治的意図に基づき全国巡幸を行ったが、その際、欧米模倣の教育現場の実態を直接視察した結果、これに不満を感じた。この天皇の意思を受けて、侍補の元田永孚が『教学聖旨』を表した。これは文明開化の自由主義的教育政策をきびしく批判し、儒教思想に基づき国民に仁義忠孝を教え込もうとするものであった。この考えはすぐに取り入れられることはなかったとはいえ、先述の「教育令」はあまりにも自由主義的過ぎるとして、『教学聖旨』の精神は、徐々に影響力をもつことになる。

自由民権運動に対する政府の反撃は、この時期から本格化する。開明派の井上毅さえ儒学とドイツ国家学により天賦人権論を打ち破ることの必要性を説いた。初期の民権論的立場を180度転換した加藤弘之は『人権新論』を著じて、流行の進化論を援用しながら国家有機体説を掲げた。彼も天賦人権論や人民主権論を否定するに至った<sup>(8)</sup>。一方、家永によれば、自由民権家の側においても外国に対する不信感と、その不信の念に基づく武力への過信があったとして、時代の植民地主義、帝国主義の流れの中で、「自由民権の楯の一面をなす国権の要求に軍国主義的

要素の濃く加はったことは、まさしく日本市民の国家観念の成長にとって致命的な悲劇の原因を成すものであった。』<sup>(9)</sup>。

いずれにせよ、政府はこの流れの中で、明治13年文部省に編輯局を設置して、教科書編纂事業に乗り出すとともに、教科書取調係を設けて民間の教科書に対して実質的な検閲制度を導入することになった。

この後、自由民権運動は自由党の内部解体などを経て力を失い、明治政府はようやく相対的安定期に入る。この頃政府が抱えていた最大の問題は、条約改正問題であった。1858年以降、欧米諸国と結んだ不平等条約を改正し、世界の先進諸国と対等の地歩を確立せんとする政府は、現代の我々から見れば想像を絶する数々の奇策を講じた。結果的にこの流れが民族主義的、国家主義的方向性を助長したことは否定できない。

この間、大川の引用に見られるとおり、初代文部大臣に就任した森有礼(1847-89)は、1885年(明治18)、「学校令」を發布して、小学校から大学に至るまで、天皇主義・国家主義に基づく学校制度を整備することにした。その特徴は、教科書の検定制度、反国家的文書の禁止を明記している点である。天皇制が国民教育の中に占める優位がほぼ決せられたのである。そして、この一連の流れの止めともいえるのが「教育勅語」であった(1892年、明治23年10月30日)。色川によれば、「近代の国民意識を掌握する、最も強力な手段の一つ、国家権力による全国画一の「近代」教育体制を、世界稀にみる完成度にまで高めたのが明治政府であった」ということになる<sup>(10)</sup>。なお、明治政府は、1903年(明治36)、小学校の教科書を国定化した(1919年、明治43年に改定)。新教育の中心は国体教育であって、日本国の特異性を国民に周知徹底することを眼目にしていた。以下、「教育勅語」に言及しながら国体思想について学ぼう。

#### [教育勅語と国体思想]

朕惟<sup>レ</sup>我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ルヲ深厚ナリ  
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此  
我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ  
學ヲ修<sup>レ</sup>業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ  
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ  
奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良  
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス  
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ恃ラス朕爾臣民  
ト俱ニ孝々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

教育勅語

『生活文化史』の解説によると<sup>(11)</sup>、「教育勅語」は、当時の支配権力が抱えていた最大の問題の一つである条約改正問題に関連して、新民法がヨーロッパ風に集成されたこと、さらにこの流れを「修正」するために、教育による国民の意思統一を必要としたために発布されたという。

そもそも「教育勅語」成立の直接的契機は、1890年（明治23）、東京で開催された地方長官会議であった。すなわち、会議に参列した長官たちの間に教育の目的を一定にする必要があるとの要求があった。これを受けて、総理大臣山縣有朋（1837-1922）は、軍隊に軍事勅諭があるように、教育にも同じようなものが必要である、と述べていた<sup>(12)</sup>。

さらに、教育勅語のようなものが必要であると考えられた理由の一つは、「現行ノ学制ニ依レバ教育ヲ主トシ専ラ芸術知識ノミヲ進ムルコトヲ勉メ德育ノ一点ニ於テハ全ク欠クル所アルガ如シ」という立場の存在である。かくして、天皇の侍講、先述の元田永孚とプロイセン主義者井上毅の合作で作成された教育勅語は、1890年、「政治上の命令」とは区別した形式で発布されたのである。

この歴史的文書の核心は「国体論」である。果たして国体とは何か。ここで、国体論について少し学ぶ必要がある。そこで、今手元にある幾人かの作家による国体の定義、または解説を参考のために引いてみよう。

まず、昭和天皇が皇太子時代に侍講を務めた杉浦重剛（1855-1924）は<sup>(13)</sup>、「教育勅語」と題する文において「勅語」の冒頭に関して次のように述べている。

## 二 「朕」の説明

朕とは単数にして秦の始皇帝始めて此文字を以て自らを呼ぶ語として使用せり。これより後、天皇は自らを称して朕と宣ふ。されば朕と称し得らるるものは一国に一人を限りとし、複数を許さざるものとす。然るに、其の文字の本場たる支那に於ては天子は常に替りて一定せず、臣にして君となるあり、外人の侵入し来りて、天子となるあり、一時に数君の対立するあり、君臣の分定まらざれば、朕なる文字の意義成立せず。

真に朕なる意義を以て御自身を称し得させ給ふは唯だ日本国あるのみ。我邦は開闢以来、君臣の分定まり、万世一系の天皇、之に君臨し給ふ。

## 「我カ」の説明

「我カ」とは複数にして、天皇御自身厳然として宣ふ「朕」の単数なるに反して、温情溢るる御心より「我等が」と宣ふ。されば文部省の英訳勅語にもourと複数に訳す。先の「朕」と今この「我カ」との二字によりて、日本国の国体の特色を説き示し給ふと云ふも可なり。其の故は、先の「朕」の一字、能く日本国の君主が万世一系の天皇より他にあらざる事を示し、今この「我カ」は日本の一大家族なる事を示す。天照大神は皇室の御祖先なると同時に、吾等日本臣民の祖先なり。先の「朕」にて皇位の犯す可からざる絶大の威力を示し、今この「我カ」にて民を赤子とする温情を示し給ふ<sup>(14)</sup>。

さらに、徳富蘇峰（1863-1957）は『国民小訓』の中の「国体と政体<sup>(15)</sup>」と題した一節において、次のように述べている。

**国体** 国として最も大切なるは、その国体である。国体とは、国の個性だ、国の特質だ、国の本色だ。而して主権の体様だ。

**国体は永遠に変更せず** 要するに政体は、時勢と与に変更をするを得る。否或は変更せねばならぬ事もある。されど国体は、建国の当初よりして、苟もその国の存在する間は、決して変更せず、又変更す可きものではない。若し万一国体を変更するが如きあらば、国としての個性滅亡である。果たして斯る場合とならば、国は只だ空名の上に存する迄にして、事實は滅亡である。

**日本国民の第一の義務** 日本国民の第一の義務は、日本国を知ることである。詳らかに言えば、日本の国体を知ることである。日本の国体の世界に卓越したる所以を知ることである。

**万世一系の皇室** 日本は国として、面積も広くない。人口は少なくないが、世界第一と云う程ではない。天福地恵には、最も薄く且つ貧しと云はざるも、決して豊葦原の瑞穂国として、独り自ら誇る程ではない。されど日本は、世界に比類なき国体を持っている。それは云う迄もなく、万世一系の皇室を、元首として戴く事だ。此れは世界の何れの隅々迄探しても、我と同じものなきは勿論、其後につづく者さへ、未だ見出さぬ。

**皇室は大和民族の中心** 然も万世一系の皇室は、我が大和民族の中心であり、本根であり、枢軸である。平たく言えば、大和民族なる一大家族の本家本元である。所謂る君父の熟語は、我が皇室に於て、全く適當である。即ち一方に於ては、日本国民の元首であり、他方に於ては、大和民族の家長である。即ち此れが君であり、且つ此れが父である。

**皇室ありての人民** 日本では人民ありての皇室でなく、皇室ありての人民である。皇室と人民とは、本是れ同根より生じたる者である。而して皇室が大和民族の本幹にして、人民は其の枝葉である。固より皇室と人民とは、尊卑の別はある。されど我等臣民は、皇室を元首として仰ぐのみならず、我が民族の宗家として仰ぐを得るは、我等に取りて、無上の光榮である。

このほか、同時代に記された文献は枚挙に暇がない。要するに、日本国は世界の国々の中で特別であるという主張である。確かに、1880年代以降の日本は、西洋列強の侵略の可能性を身近に感じていた。中国然り、インド然り、さらに東南アジアの国々もことごとく列強の齒牙の餌食となっていたのだ。国民一丸となってこの危機に対応しなければならない状況にあったことは否定できない<sup>(16)</sup>。

すでに述べたように、国民を教化する最も効率的な手段が教育であった。以下、明治20年代から、昭和初期に至る教科書を紹介検討しながら、日本の国体、国民のあり方をどのように為政者たちが「教育」していったのか、具体的に見ていきたいと思う。

なお、本授業研究で利用した教科書は以下の通りである。以後、引用する場合、左に付したアルファベットで示す。

- A. 近世日本略史 一、二、藤井惟勉編 明治10年
- B. 小学修身経 尋常科生徒用 卷一明治27年
- C. 帝国読本 学海指針社編 卷之一(訂正版)、二、六(高等利用版共計2冊) 明治26年
- D. 修身教本 尋常小学校用 卷四 明治34年
- E. 修身教本 尋常小学校用 卷三 明治34年
- F. 新撰小学国史 乙種 卷一 明治34年
- G. 国語読本 尋常小学校用 卷五 文学博士 坪内雄蔵 明治34年
- H. 高等小学校修身書 第一学年児童用 文部省著作 明治37年
- I. 高等小学校修身書 第三学年児童用 文部省著作 明治38年
- J. 尋常小学校修身書 複式編成学校児童用 乙編 文部相著作 明治40年
- K. 高等女学校 修身教科書 卷三 明治39年
- L. 訂正女子修身教科書 卷一、二、井上哲次郎著 明治40年
- M. 再訂高等女学校用 国語読本 卷五 明治42年
- N. 尋常小学校日本歴史 卷一 児童用 明治42年
- O. 改版高等女学校修身教科書 卷四 明治42年
- P. 高等小学校修身書 第二学年児童用 文部省著作 明治43年
- Q. 尋常小学校修身書 卷一 児童用 大正7年
- R. 小学国史学習付図 尋常第六学年用 大正15年
- S. 高等小学修身書 卷一 児童用 昭和5年
- T. 尋常小学修身書 卷六 児童用 昭和6年
- U. 高等小学修身書 卷二 児童用 昭和6年
- V. 中学修身 新制第一版 三卷 昭和6年
- W. 高等小学国史 下卷 昭和10年
- X. 尋常小学修身書 卷六 児童用 昭和8年

さらにこれに加えて、イランイスラーム共和国で使用されていた(現在改訂版が使われている)「宗教教育 (Ta'limāt-e Dīnī)」の教科書、小学校2～5年生用をも参照した。

### 【修身の教科書の検討、紹介】

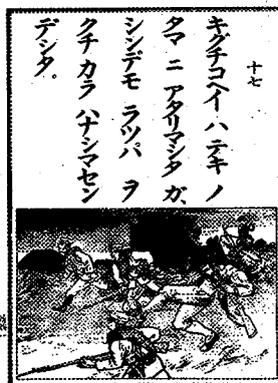
未だ読み書きのできない新小学生がまず読むのが、「てんしさまをたふとむべし」である(B)。次いで、「ちちははを よろこばしむべし」「おやのおんを わするべからず」と続く。少し時代は下るが、Qでは、「テンノウヘイカ バンザイ」さらに有名な「キグチコヘイ ハ テキノ タマ ニ アタリマシタ ガ、シンデモ ラッパ ラ クチ カラ ハナシマセン デシタ」が現われる。一方、C-巻6では、既述のとおり、教育勅語作成の雛型となったとされる「軍人勅諭」が掲載されている。巻の六なので、尋常小学校レベルの6年生が用いたものと推察できる。D、Eになると、巻頭に「教育勅語」が印刷されるようになっていて、この二冊では、古代の天皇並びに今上天皇に言及している。例えば、Dでは；

第一課 今上天皇陛下

てんーさまを  
たふとむ  
べー。



れやの  
れんを  
わする  
べからず。



今上天皇陛下は、ふかく、大御心を御まつりごとにそそがせ給ひて、我等臣民の幸福をはからせ給ふ。

陛下には、又、大御心を軍の事にそそがせられ、しばしば、陸海軍の大演習にのぞませ給ひて、軍人の元気をはげませ給ふ。

又、地震・火事・大水等のわざわひあるときは、いたく、大御心をなやまさせ給ひ、あまたの御手元金を下して、すくはせ給ふ。

我等は、このめでたき 国に生れて、かかるありがたき 御めぐみをうくることを喜び、よく、臣民のつとめをつくして、海よりも深く、山よりも高き 皇恩に、むくい奉らんことを心がくべきなり。

簡潔ながら、天皇の国家における役割、位置づけが明瞭に示されている。

明治36—7年ごろから、教科書の装丁が変わり、旧来の和綴じ本に替わって洋綴じ、厚いボール紙を用いた馴染みの教科書になった。ちょうど、日露戦争前後の時期であり、気のせいかな新たな表紙の紺色が暗い世相を反映しているようである。この時期になると、「忠君」「愛国」等の項目が必ず入るようになってくる。Jには「ちゅーくん」「あいこく」という節があり、それによると；

だい十五 ちゅーくん

後醍醐天皇のみよに北条高時がわがままでありましたので、天皇は楠木正成をおめしになって、高時をうて。」とおほせられました。正成は「きっとおほしめしにかなふよーにいたしませう。」とたのもしげにおこたへをいたしました。

それから正成はわずかのぐんぜいで高時のぐんぜいをなやましました。そのうちに天皇のおみかたがおほくなって、高時はとーとーほろぼされました。

### だい十六 ちゅーくん (つづき)

そのうち足利尊氏がむほんをして、みやこのほーへせめのぼりしました。正成はこのたびのいくさにはいきてはかへれまいとおもひ、子の正行まさつらに「じぶんにかはってよくちゅうーぎをつくせ。それがなよりのこーこーだ。」といひきかせて、うちにかへしました。このとき正行は十一でありました。

正行は、父のうちじにをかなしがって、はらをきらうとしました。正行の母は、「父のをしへをわすれたのか。」といてとめました。

それから正行はふたおやのをしへをまもって、りっぱなちゅーしんとなりました。

チューシンハコーシノモンニイズ



### だい十七 あいこく

むかし元のへいがせめてきたとき、わが国のぶしはめざましくはたらいて、あいこくのみちをつくしました。

なかにも河野通有かうのみちありは小さいふねにのって、てきのおほぶねをめぐらして、まっさきにすすんでいきました。そしてほばしらはしごにして、てきのふねにのりうつり、いさましくたたかって、とーとーたいしょうをとりこにしてかへってきました。



学年があがると表現は次のように変わる (T) ;

### 第五課 忠君愛国

民のため心のやすむ時ぞなき

身は九重の内にありても

これは明治天皇の御製であります。この有難い思召は、すなわち御代々の天皇が我等国民の幸福をお思ひになる大御心です。我等国民は祖先以来、かやうに御仁慈であらせられる天皇をいただいて、君のため国のために尽すのを第一の務としています。

昔から国に大事が起った場合には、楠木正成や廣瀬武夫のやうな人が、身命をささげて君国を守りました。また平時にあつては、作兵衛・伊藤小左衛門・高田善右衛門のやう

な人が、それぞれ農・工・商等の職業に励んで我が国の富強を増し、中江藤樹・貝原益軒・丸山応挙のやうな人が、学問や技芸につとめて我が国の文明を進めました。

我等はよく我が身を修めて善良有為の人となり、祖先の美風をついで、国の大事に際しては身命をささげて君国を守り、平時に於ては各その職分を尽して我国の富強を増し文明を進め、君臣愛国の実を挙げなければなりません。

学年があがるにつれて表現が変わることは当然であるが、内容、実例として挙げられる歴史上の人物は基本的に同じである。高等小学修身書（S）に例を取ってみよう；

### 第一課 我が国

我が大日本帝国は、万世一系の天皇の統治し給ふところで、世界に類のないうるはしい国体を有している。御代々の天皇は聖明にましまして、臣民をいつくしませ給ひ、臣民は又世々忠義を尽くして皇室に事へまつり、以て千古の美風を成して来た。我等臣民たる者は、我が帝国がどうして起り、どんな国運に向っているかを知り、以て我が国体のすぐれて尊いわけをよくわきまへなければならない。

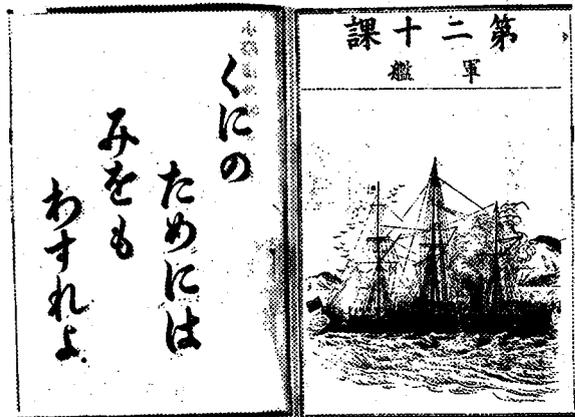
昔、瓊瓊杵尊が皇祖天照大神の勅を受けて此の地にお降りになり、それから天壤無窮の皇運がひらけ、我が帝国の基礎が定まった。尊の御曾孫神武天皇は、天業をひろめようとして東方にお進みになり、大和の橿原宮で始めて御即位の礼を行はせられた。（以下略）・・・

### 第二課 愛国

凡そ如何なる国の人民でも自分の国を愛しない者はない。代々同じ土地に住み、同じ統治の下に生活をしていると、自分の国を愛する念が自然に生ずるものである。まして、幾千年の昔から皇室を宗家といただき、此のうるわしい国土にはぐくまれて来た我が国民が、一層愛国の念に富み、他国に見ない美風を成して来た。

のは当然で、其の事蹟は国史の上に光輝ある成跡をのこしている。我等もまた此の美風を受継いで、国を愛し、国のために尽くそう。

君国の大事には身を捨て、家を忘れて之に當り、以て天皇陛下の大御心を安んじ奉らなければならない。我等が既に学んだ楠木正成の事蹟、広瀬武夫の事蹟の如き、いずれも千古の模範である。又近き初戦役に、戦場に赴かない者がよく其の職業に励み、出征軍人の慰問や軍人家族の救護等に努めたのも、愛国心を発揮したりっぱな例である。



実例はこれで十分であろう。背後に戦時下の雰囲気強く感じられる点は否定しようもないが、同時に下手をすれば一国もろとも西洋の支配下に置かれる可能性を前にして、国民の団結を訴

えている様子がひしひしと感じられる。

本研究で用いた資料の中には、女学生向けのものがある(K,L,M,O)。一見してわかる特徴は、表紙に花があしらってあったり、暖かい色の紙が用いてある点である。内容的には、忠君、愛国的内容を含むことは言うまでもないが、女子の身体的健康について繰り返し述べている点に眼が引かれる。

Kには、

## 第一章 身体に対する努

### 第一節 健康

凡そ、この世に立ちて、一身の独立を維持し、一家の幸福を増進し、国家社会のために尽くさんとせば、まず強健なる身体を備へざるべからず。

女子は、家庭に在りて、子女の教育は勿論、夫の慰籍、舅姑の看護、客の対応、婢僕の監督等、一家の内政に就ては、尽く其責に当るものなれば、其任務の繁劇なること、男子に劣らざるなり。故に身体の健康に注意するにあらずば、其任務を完うすること能はず。

然のみならず、女子にして身体健全ならざる時は、その生む子女も亦健全なること能はざるは、見易き道理にして、かくては啻に一家の不幸たるに止まらず、延いては国家の利害休戚に関することも亦大なり・・・〔以下略〕。

一読して、福沢諭吉などの議論が想起されるであろう。さらに、貝原益軒の『女大学宝箱』の内容に酷似している点を指摘しておこう<sup>(17)</sup>。

#### [参考]

最後に、これまでの説明をより一層明瞭にするために、イランイスラーム共和国で用いられている「宗教教育」の教科書を比較の対象として簡単に紹介してみたい。

1979年に成就した革命の基本的理念がイスラームであったことは周知の事柄である。現体制は革命の理念を若年層に教育するために、この科目の履修を義務化している。その特徴は①唯一の神が存在する事実 ② シーア派(12イマーム派シーア主義)の教義の説明 ③ 革命の理念(ホメイニーの存在を含めて)の三点であると考えられる。博愛、友情、家族の重要性など倫理・道徳に関しては上で検討した日本の教科書と大差はない。しかし、神の唯一性、創造主としての神、その神から直接委任されたイマームという霊的指導者の任務、すなわち、国家存立の最下底に存在しなければならない<sup>(18)</sup>国の形(国体)の前提、そこで果たすべき人間の役割、位置づけなどの内容は大きく異なる。ただ、国にとって最重要な存在理由を国民、とりわけ若年層に教育しようと意図は同一であると考えられる。



این کودکان را که به دیستان می فرستید  
عزیزان من و امید آینده مملکت هستند. امیدوارم  
معلمها و والدین در تربیت انسانی و اسلامی آنان  
کوشش کنند  
امام خمینی رهتس سره الشریعه

みなさんが小学校に送り出すこの子供  
たちは、私の愛しい者であり、国の将  
来の希望である。私は、教師や両親た  
ちが、人間的、イスラーム的育成に尽  
力されることを望んでいる。

イマーム・ホメイニー

(小学2年生教科書)



(ガディール・フナムにおけるアリーが預言者ムハンマドの後継者に任命された事件)

(小学4年生教科書)



優しく寛大な神の名において

美しい星辰の神よ  
金星をあなたはもたらし  
これら全ての山、丘そして海を  
蝶のために美しい羽根を  
喜びと喜悦と力を  
雪と雨、暖かさと寒さを  
私があなたに求めたものを与えてくださいました

色とりどりの世界の神よ  
月と太陽をあなたはもたらし  
これら花に満ち、美しい木々を  
鳥のために巣を  
見るために私たちの目を  
全てを、おお神よ、あなたがもたらしました。  
私たちの心を喜びで満たして下さい

[ムーサヴィ・ギヤルマールーディー]

(小学2年生教科書)

[おわりに]

以上で明治・大正・昭和初期に使用されていた教科書の紹介、検討を終える。とかく日本で

は歴史の授業は退屈で面白味がない、という学生が多い。その理由の一つは、少なくとも我が国の歴史教育は本来の意味で歴史教育の役割を果たしてこなかった点に求めることができよう。すなわち、歴史にはそれぞれの著者の立場からある一貫した主張が許容されても良いはずなのに、単に歴史上の人物が何らかの事業を行った事や、新しい事実を覚えさせることが任務とされてきたためである。歴史の意味を問題にしないのであれば、年代の暗記などはほとんど何の意味ももたない。歴史の解釈は各人の自由である。しかし、日本の歴史に対して肯定的であれ、否定的であれ何らかの判断を下すことが必要である。なぜなら、自らが生まれ育った国について何らかの認識がないということはきわめて変態的なことだからである。

しかるに、留学生に日本史を教える問題点は別のところにある。彼らは日本を好むと好むまいと外国人なのであるから、我が国の歴史との間に何らかの距離があることはいかんともし難い。極端な言い方をすれば、彼らに日本史を学習しなければならない義務などもとよりないのだ。ただ、留学生の中に日本の歴史に関心を持つ者が多いことは、これまで彼らと接してきて体得できた事実である。大半は初心者であり、漠然と歴史に関心を抱いている程度の学生で上の部類である。このように、我が国と直接の権利、義務の関係が希薄な者に歴史を教える一つの方途は、できる限り彼らに歴史を体験させることであると考えられる。こうすることで、彼らの関心をひきつけ、主体的に関与する契機が与えられる。そして、具体性、ひいては生きた興味が与えられる。例えば、歴史的遺跡の見学や伝統的文化の体験を直接できるような環境を極力準備しておくことである。写真、ビデオ、DVDの教材も有効ではあるが、筆者には限界があると思える。

この意味で、本授業研究で紹介、検討した教科書などは留学生が実際の歴史に触れることのできる機会を提供する有効な手段の一つである。一例をあげれば、尋常小学校一年生用の薄汚れた教科書に、ハタ、ハナ、クニなどと書いてある。日本語の学習を開始したばかりの留学生には、これも歴史である。しかも、自分の力で読めた歴史である。こうした参加型の授業の有効性については更に考察する必要があると考える。

このほかに、江戸期、明治期に使用された日常道具、貨幣の類など、学生に提示できる現物は多いと思われるが、個人で収集するには明らかに限界がある。従って、今後さらに生き生きとした授業運営を行う手段の一つとして、組織的な整備を検討することが必要になるかもしれない。

## 【注】

- 1) 丸山真男 『福沢諭吉の哲学』松沢弘陽編、岩波文庫、2002年、p.8.
- 2) 本節の執筆には次の資料を主に用いた。色川大吉『明治精神史(下)』講談社学術文庫、1991、佐々木克『集英社版日本の歴史1 日本近代の出発』集英社、1992、宮川寅雄編集委員代表、『日本生活文化史(生活の中の国家明治)』河出書房出版、1993、『日本の歴史』中公文庫、20~22など。
- 3) 福沢諭吉に関しては、拙稿、「福沢諭吉をめぐる一授業用ノート」『大阪外国語大学留学生日本語教育センター授業研究』2003年3月、pp/1-14を参照。
- 4) 佐々木、上掲書、p.90.
- 5) 同上、pp.107-8.
- 6) 大川周明、『日本二千六百年史』第一書房、昭和14年、pp.425-426.
- 7) 佐々木、上掲書、p.90.
- 8) 加藤弘之については、たとえば、田畑忍、『人物叢書 加藤弘之』吉川弘文館、昭和34年などがある。
- 9) 家永三郎、『日本道徳思想史』岩波全書、1965、p.227.
- 10) 色川、上掲書、p.126.
- 11) 宮川、上掲書、pp.164.
- 12) 「軍事勅諭」に関しては、41ページの教科書一覧表C『帝国読本』巻の六、冒頭に掲載されている。
- 13) 杉浦重剛に関しては、大阪外国語大学大学院社会・文化研究科、博士課程後期課程に在籍中のニコラス・カッソン氏が『日本語・日本文化・』(2003年3月)において「マンチェスターの明治期日本人留学生一杉浦重剛の場合」と題してこの人物を論じている。
- 14) 杉浦重剛 「教育勅語」『選集倫理御進講草案』猪狩又蔵、井上亀六著選者、昭和14年(戦時体制版) pp.354-355.
- 15) 徳富蘇峰 『徳富蘇峰』『国民小訓』pp.473-559、国民新聞社編昭和55年。
- 16) たとえば、Marius B. Jansen, "Japanese Imperialism: Late Meiji Perspectives", in *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*, ed. By Ramon H. Myers and Mark R. Peattie, Princeton, 1984, で示された見解を参照。
- 17) 福沢諭吉、「配偶の選択」「人種改良」、『福翁百話』創元社、1952年所収、さらに貝原益軒、「女大学宝箱」『女大学集』石川松太郎編、東洋文庫302、平凡社、1977、pp.27-59.その他を参照。
- 18) 12イマーム派シーア主義の歴史と基礎教養については、嶋本監・訳・著『イスラームの祭り』、法政大学出版会、2002年を参照。

(しまもと たかみつ 本センター助教授)